

要 望 書

平成 28 年 10 月

全 国 景 觀 会 議

景観形成に関する国への要望

全国景観会議は、都市や地域の景観形成に関する施策の研究、知識の普及、啓発等を通じて、魅力あるまちづくりの推進に寄与することを目的に、昭和63年6月に設立されました。

本会議は、現在、39都府県と3政令指定都市が加入し、この目的を達成するために、景観形成に関する調査、研究等を行っております。

平成16年には、本会議が長年にわたり御要望申し上げてまいりました関連法制度の改善等について、総括的な法制度の整備として景観法が制定、施行されました。また、屋外広告物法や都市緑地法の改正、航空法の弾力的運用及び歴史的建造物等に対する建築基準法の特例的取扱など、その実現が図られました。さらに、平成20年度には、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律が施行され、歴史的な環境の保全・整備によるまちづくりを推進するための制度が創設されました。

良好な景観形成に向けて一層の推進を図るためには、引き続き景観形成に関する国における深い御理解と御指導が是非とも必要であると考えております。

つきましては、次の諸事項は景観形成を進めていくうえで重要な課題でありますので、特段の御高配をお願い申し上げます。

平成28年 月

全国景観会議会長

茨城県土木部都市局長 新 一真

目 次

[] 要望先

1 市町村の景観行政団体への円滑な移行について

[国土交通省]

2 事業の推進等について

(1) 助成制度の創設・充実について

[総務省、国土交通省]

(2) 無電柱化の推進について

[総務省、国土交通省、文化庁、資源エネルギー庁]

(3) 国が管理する公共施設等の整備について

[国土交通省]

(4) 景観形成上重要な建造物の保存と活用のための施策について

[国土交通省、文化庁]

(5) 国立公園及び国定公園内にある景観阻害物件の除去について

[国土交通省、環境省]

3 関係団体等への指導について

(1) 無電柱化の推進及び山際線の保護等に係る指導について

[総務省、環境省]

(2) スマートフォン等の普及に伴う電波塔の共同設置等に係る指導について

[総務省、国土交通省]

(3) 自然エネルギー施設の設置に関する指導について

[環境省、資源エネルギー庁]

(4) 景観計画で定めた、又は、推奨した基調色等を考慮した商品開発に関する指導について

[国土交通省、経済産業省]

平成 28 年度 全国景観会議要望書

1 市町村の景観行政団体への円滑な移行について

市町村の景観行政団体への移行が円滑に進むよう、良好な景観の形成は市町村が中心的な役割を担うことが望ましいとする景観法運用指針の趣旨を市町村に周知するとともに、市町村が景観行政団体に移行することで、良好な成果が現れた事例を景観法運用指針に盛り込む等の手法で分かりやすく示すこと。

[国土交通省]

2 事業の推進等について

(1) 助成制度の創設・充実について

景観計画策定や改定に要する経費への助成制度の創設や、地方交付税の基準財政需要額の算定項目への景観行政費の追加など、良好な景観形成を図ろうとする景観行政団体の支援を充実させること。

また、地域の良好な景観形成を図るには、官民が一体となった取組が必要であることから、「景観重要建造物」、「景観重要樹木」、「景観重要公共施設」等の、良好な景観形成のための助成制度を充実させるとともに、より活用しやすい制度となるよう措置を講じること。

[総務省、国土交通省]

(2) 無電柱化の推進について

幹線道路並びに重要伝統的建造物群保存地区及び重要文化的景観地区等の歴史的街並みを保全する地区的道路について、無電柱化（電線類地中化及び軒下配線・裏配線）を引き続き推進されるとともに、良好な景観形成がより一層推進されるよう道路管理者や電線管理者への支援措置等を充実させること。

[総務省、国土交通省、文化庁、資源エネルギー庁]

(3) 国が管理する公共施設等の整備について

国が管理する公共施設については、景観面の配慮や景観法に基づく景観重要公共施設としての指定に向けて、積極的に協力すること。また、公共施設等における景観配慮製品の普及に向けた取組を率先して行うこと。

[国土交通省]

(4) 景観形成上重要な建造物の保存と活用のための施策について

景観法に規定する景観重要建造物及び景観重要樹木、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に規定する歴史的風致形成建造物並びに各自治体の条例に規定する景観形成上重要な建造物の保全と活用のために、所有者への支援措置を充実させること。

[国土交通省、文化庁]

(5) 国立公園及び国定公園内にある景観阻害物件の除去について

国立公園及び国定公園内に設置され、良好な自然景観を著しく阻害している廃屋等について、良好な自然景観を保全するための対策を講じること。

[国土交通省、環境省]

3 関係団体等への指導について

(1) 無電柱化の推進及び山際線の保護等に係る指導について

無電柱化（電線類地中化及び軒下配線・裏配線）の推進及び山際線の保護等に係る指導について送電用の鉄塔等が山の尾根に設置されていることを見直し、今後は景観に配慮した位置に設置するよう、関係団体を指導されること。

また、景観形成上重要な地域における細街路等に対応した地上機器や工法等の技術開発について、電気事業者や通信事業者等に対し指導されること。

[総務省、環境省]

(2) スマートフォン等の普及に伴う電波塔の共同設置等に係る指導について

電波塔の設置や建替えに当たっては、景観に配慮した形態及び設置位置とするよう、また、電波塔の共同設置や共用化について推進するよう関係団体を指導されること。

[総務省、国土交通省]

(3) 自然エネルギー施設の設置に関する指導について

風力発電施設、太陽光発電施設等の自然エネルギー施設の設置に当たっては、十分な事前調査を行い、周辺の景観に影響を及ぼす事業の回避又は影響の低減を図るよう、関係団体を指導されること。

また、自然エネルギー施設設置計画の策定に当たっては、地元住民や地方公共団体との意思疎通に努めるよう、関係団体を指導されること。さらに、地域住民の同意を得ることを条件とするなどのトラブルを事前に防止するための仕組みを定め、加えて、事業の施行区域を所管する地方公共団体等が、適正な土地利用、環境及び景観の保全並びに自然保護に関する基準等を示した場合においては、その基準等を自主的に尊重する仕組みを構築するなど、良好な景観形成に配慮するよう、関係団体を指導されること。

[環境省、資源エネルギー庁]

(4) 景観計画で定めた、又は、推奨した基調色等を考慮した商品開発に関する指導について

外壁やパネルの既製建材に使用する色彩の商品開発に当たって、地方公共団体が策定した景観計画で定めた、又は、推奨した基調色に配慮した商品開発を一層推進するよう関係団体を指導されること。

[国土交通省、経済産業省]